

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	介護保険法による介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和3年11月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険は、介護保険法に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、加齢による病気等で要支援・要介護状態となり介護が必要な方に対して、必要な保険給付を行うものである。(介護保険法第1条)</p> <p>市町村及び特別区は、介護保険法の定めるところにより、介護保険を行うものとされており(介護保険法第3条)、介護保険制度を運営する団体を保険者といい、川崎市は川崎市介護保険の保険者である。</p> <p>介護保険の事務では、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護・要支援認定及び保険給付等の事務を行うが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、番号法第9条第1項 別表第1の68の項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者(65歳以上)の資格の異動(取得、喪失、変更)等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証及び受給資格証明書の交付 2 介護保険料の賦課・収納に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の算定のための所得の把握 ・保険料の賦課 ・保険料の徴収方法(年金からの特別徴収及び被保険者からの納付による普通徴収)の決定 ・保険料決定(更正)通知書等の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請受理及び決定 ・保険料の徴収 3 認定管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護(要支援)認定等の申請の受理及び認定 ・要介護(要支援)更新申請の受理及び認定 ・要介護(要支援)状態区分の変更申請の受理及び認定 4 給付管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)への受給者異動情報の提供及び給付実績情報等の確認 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・福祉用具購入費、住宅改修費の確認及び支給の決定 5 地域支援事業に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業対象者の資格管理 ・介護予防事業の利用申請の受理及び決定
③システムの名称	福祉総合情報システム(介護保険システム)、システム連携基盤、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の68の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉局長寿社会部介護保険課	
②所属長の役職名	介護保険課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所: 〒212-0013 幸区堀川町580番地(ソリッドスクエア西館10階) 電話番号: 044-200-2678 総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108 	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所: 〒212-0013 幸区堀川町580番地(ソリッドスクエア西館10階) 電話番号: 044-200-2678 	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年10月8日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年10月8日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第293の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号)、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第21の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号及び第5号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第1号及び第5号)、4の項、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第4号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条)、58の項、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第6号、第8号及び第9号)、95の項、117の項	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	本間 良之	田村 慎一郎	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	田村 慎一郎	介護保険課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報 3.個人番号の理由 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2 93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号並びに同条第2項)、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20、第21号、第22号及び第23号)</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第3号、第4号及び第9号)、4の項、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号)、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第5号)、8の項(主務省令事項を定める命令第7条第3号)、10の項(主務省令事項を定める命令第10条第3号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第3号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第3号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第2号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第1号、第3号及び第7号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25条の2第7号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条第9号)、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第2号、第4号及び第8号)、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第5号)、80</p>	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない